

## 自動販売機の設置に係る市有財産有償貸付契約についての注意事項

今回、一般競争入札に付した下記の貸付物件に係る市有財産有償貸付契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日までに貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意してください。ただし、期間の満了日の翌日を始期とする新たな貸付契約が、四日市市と同じ借受人との間で締結される場合は、貸付物件を明け渡す必要はありません。

### 記

1 入札日 令和 8年 2月 24日

2 貸付物件名 自動販売機設置に係る市有財産の貸付け

| 物件番号 | 財産名称           | 設置場所又は所在地              | 設置台数 | 貸付面積          | 貸付期間                             |
|------|----------------|------------------------|------|---------------|----------------------------------|
| 1    | 四日市市<br>三浜文化会館 | 四日市市海山道町<br>1丁目 1532-1 | 1    | 1.55<br>$m^2$ | 令和 8年 4月 1日から<br>令和 13年 3月 31日まで |
| 2    | 四日市市<br>三浜文化会館 | 四日市市海山道町<br>1丁目 1532-1 | 1    | 1.35<br>$m^2$ | 同上                               |